

掲示期間 5.29-6.7

新潟市告示 第 351 号

新潟市老人福祉センター横雲荘使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき，新潟市老人福祉センター横雲荘使用料の徴収事務を令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 29 日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市江南区横越中央 1 丁目 1 番 2 号 新潟市老人福祉センター横雲荘	新潟市江南区横越中央 1 丁目 1 番 2 号 横越コミュニティ協議会 会長 佐藤 正明